| | |
|---|---|
| | させたこと |
| 通則法第五十条の六第一号 | させたこと（旧研究所の役員又は職員にこの法律、旧研究所法若しくは他の法令又は旧研究所規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。） |
| | であった者 |
| | であった者（旧研究所の役員又は職員であった者を含む。） |
| 通則法第五十条の六第二号 | うち、当該中期目標管理法人 |
| | であった者（旧研究所の中期目標管理法人役職員であった者を含む。） |
| | 定めるもの |
| | 定めるもの（離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。） |
| 通則法第五十条の六第三号 | 、当該中期目標管理法人 |
| | うち、当該中期目標管理法人（旧研究所を含む。） |
| | 、当該中期目標管理法人（旧研究所を含む。以下この号において同じ。） |

（独立行政法人交通安全環境研究所の廃止）

**第十六条**　独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止する。

（独立行政法人交通安全環境研究所法の廃止に伴う経過措置）

**第十七条**　研究所の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十八条**　この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第十九条**　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（船員保険法の一部改正）

**第二十条**　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 独立行政法人自動車技術総合機構 | 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号） |

（地方自治法の一部改正）

**第二十一条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の項中「第十一条第一項から第三項まで及び第五項」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

**第二十二条**　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「の各号」を削り、同項第二号中「除く。）」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改め、「、これを」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

**第二十三条**　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改め、同条第五項中「回送運行許可証」を「回送運行の許可」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十四条**　附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧道路運送車両法第三十六条の二第一項の許可を受けている者に係る自動車損害賠償責任保険証明書の提示については、前条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

**第二十五条**　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 独立行政法人自動車技術総合機構 | 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号） |

（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）

**第二十六条**　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

**第二十七条**　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人交通安全環境研究所の」を「独立行政法人自動車技術総合機構の」に改める。

（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正）

**第二十八条**　自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き施行日後の検査法人」の下に「（独立行政法人自動車技術総合機構を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第五条中「施行日後の検査法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

**第二十九条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号ロ中「第百二条第三項ただし書」を「第百二条第四項ただし書」に改め、同号ニ中「独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改め、同項第二号ハ中「独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。